

令和5年度第3回障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会 会議録

日 時：2023年（令和5年）8月8日（火）

午前9時半から11時半まで

会 場：藤沢市役所本庁舎5階 5-1・5-2会議室

委 員：高山代表、島村委員、種田委員、西村委員、高橋委員、
小野田委員、奥田委員、山田委員、齊藤委員、船山委員、
冨澤委員、林委員

計12名

事務局：佐藤福祉部長

障がい者支援課

（臼井、星野、真下、増田、鎌田、岩本、竹原、伊原）

福祉総務課（古郡）

子ども家庭課（金子、安田）

ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく（吉田）

計12名

欠席者：0名

傍聴者：1名

1 開会

（事務局：臼井）

本日はお忙しい中、障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。進行を務めます臼井でございます。早速ですが委員の出席状況、資料の確認と、前回議事録について若干修正がありますのでそこのご説明をさせていただきたいと考えております。

(1) 委員出欠確認

(事務局：岩本)

出席の状況と議事録の修正についてお話をさせていただきます。本日委員の皆様12名全員ご出席いただいております。

(2) 資料確認

(事務局：岩本)

資料につきましては、事前資料として配布した通りでございます。次に前回協議会の議事録についてですが、昨日まで議事録修正について林委員から会議録、18ページおよび19ページにあります、ともに生きると書いた共生について文字の誤表記がありましたことをご指摘いただいておりますので、こちらについて修正をしております。また島村委員より議事録の6枚目発言の3行目、「何ヶ月か前」というご発言に対して「何年か前」に修正をしております。また、最後の情報提供というところで、島村様からの9行目「55部で作成している」というところが、数字の誤りがありまして50部と修正しております。加えて事務局の参加者について記載漏れがございまして、福祉総務課長の古郡を追加しております。この点につきまして、事務局において修正をいたしました。その他、この場でご意見のある方いらっしゃいますでしょうか。はい。他にないようでございますので、ご意見いただいたものを反映させていただきまして、委員の皆様にはメール等でご報告をさせていただいて、議事録の確定とさせていただきます。以上よろしく願いいたします。

2 報告事項

(1) 第2回藤沢市障がい者総合支援協議会について

(事務局：臼井)

それではこれより議事に入らせていただきます。ここからの進行を高山代表にお願いしたいと思います。

(高山代表)

それでは、今日は今年度3回目の計画検討委員会になります。初めに報告事項、第2回藤沢市障がい者総合支援協議会についてお願いいたします。

(事務局：鎌田)

障がい者支援課の鎌田です。よろしくをお願いいたします。

資料1を使って、第2回総合支援協議会につきましてご報告させていただきます。

開催は、7月6日で、委員24人中18人の出席でした。

内容といたしましては、まず、「第1回計画検討委員会」と「第1回各専門部会」について、事務局及び各部会の代表者から報告を行っております。

次に、協議事項ですが、「新規日中サービス支援型共同生活援助」と「総合支援協議会等のあり方」について、協議いたしました。

「新規日中サービス支援型共同生活援助」につきましては、総合支援協議会開催前の事前の質疑応答に加え、共生型サービスとしての事業展開について、ご意見をいただきました。

続きまして、「総合支援協議会等のあり方」につきましては、第1回の協議会において、総合支援協議会と計画検討委員会の独立、共通課題の共有が確定したことを確認し、「協議会と計画検討の連携方法」、「両会議への当事者等の参加」、「総合支援協議会本会議、計画検討委員会、運営会議及び専門部会の役割」について事務局から説明いたしました。

協議会本会議委員の専門部会への参加、地域課題への対応や総合支援協議会や計画検討委員会以外の会議体との連携について、意見交換が行われました。

また、各部会において、協議事項として取り扱いたい項目を参考資料1にまとめておりますので、ご確認ください。事務局からは以上です。

(高山代表)

報告についてご質問等がありますでしょうか。ないようですので、それでは報告2の協議会等のあり方について、引き続きお願いいたします。

(2) あり方について

(事務局：鎌田)

7月6日の協議会において、事務局から説明いたしました総合支援協議会等のあり方について、ご報告いたします。

まず、資料2のスライドの5までは、これまでの状況の確定事項の確認となりますので、報告は割愛させていただきます。

スライドの6からが、第2回の協議会において了承を得られたものとなりますので、そこからご報告いたします。

各会議の役割についてです。協議会の本会議につきまして、お伝えします。

当事者等の委員は、藤沢市福祉団体連絡会の構成団体代表者などに参加していただきます。

本会議の役割は、「地域課題についての体制整備等の検討」、「協議事項の期間の設定」、「地域課題に則した専門部会の設定」などになります。

計画検討委員会との連携については、「障がい者プランへの意見提案」をし、「計画検討委員会からのモニタリング結果等に関する協議」などを行います。

続きまして、スライドの7です。こちらは、協議会の運営会議についてです。

委員は、代表、副代表、各専門部会の代表者、計画検討の代表者とします。計画検討の代表者は2人とし、その内のお一人は当事者等からとなります。

運営会議の役割は、「専門部会の状況報告及び協議内容の検討」、「国の動向を注視したテーマの検討」、「地域課題の抽出及び協議の場の検討」、「計画検討委員会からの情報を共有」などです。

続きまして、スライドの8です。専門部会についてお伝えいたします。

委員については、本会議委員は、全員専門部会委員として、どこかの専門部会に参加していただきます。

専門部会の役割は、「課題に対するゴールの設定」、「具体的改善策の検討」、「他部会等への働きかけ」、「本会議への提案」などとなります。

続きまして、スライドの9です。計画検討委員会についてです。

計画検討委員会の当事者等の参加は、現行の委員を基本とし、当事者等の参加については藤沢市福祉団体連絡会の構成団体代表者（3人）に加え、公募（2人）による当事者等の参加で最多で5人を想定しております。

計画検討委員会の役割といたしましては、「アンケート調査等を通じた障がい児者を取り巻く課題を整理」、「障がい者プランの策定及び進行管理」となります。

総合支援協議会との連携は、「障がい者プランのモニタリング結果を踏まえた体制整備に向けた意見」及び「地域課題に関する計画上の位置づけなどの検討」となります。

続きまして、スライドの10です。計画検討委員会の運営会議につきまして、お伝えいたします。

運営会議の当事者等の参加は、代表、副代表、総合支援協議会の代表者となります。

計画の策定年度など、必要に応じて協議会からの参加は2人とし、その内1人は当事者等とすることを想定しています。

運営会議の役割は、「次回計画検討委員会の協議事項及び進行の調整」、「必要時、地域ニーズに即した施策検討及び委員会の機能強化に向けた検討」を行います。

最後のスライドです。スライドの11です。これまで、お伝えした連携や役割を図示するとこのようになります。

協議会からの「体制整備の視点から障がい者プランへの意見提案」、計画検討からの「モニタリングにおける体制整備に向けた意見」が連携の大きなポイントとなります。

また、計画検討の運営会議に協議会からの参加者が加わることで情報交換はこれまで円滑になることが期待できます。

協議会の中においても、専門部会に本会議の委員が参加することにより、部会の進捗状況は、本会議全体としても詳細に把握することが可能となります。

以上が、第2回総合支援協議会です承された内容となります。

今後、共通する課題を元に令和6年度からの課題の選定及び専門部会の設定を行う予定です。

事務局からは以上です。

(西村委員)

確認です。2件あります。資料2のスライド9。計画検討委員会の当事者の委員の構成員についてですが、この5名というのは、現行の委員プラスの追加という意味で捉えてよろしいのかということと、今さらですが例えば親の会は当事者扱いでしたでしょうか。また、運営会議の当事者の委員について、2名の

うち1人は当事者ということは全体の構成員の中の半分は当事者になると捉えていいのか確認とご質問です。

(事務局：鎌田)

まず構成について、計画検討委員会そのものの当事者等の参加につきまして、まずは親の会など、ご家族は当事者等に含まれております。要するに、当事者その人のみということではなくて当事者と関係者も含めてというところでは表現をさせていただいております。それから、最多で5人と書いてあるのは、現行現状で今3人が当事者等の枠を既に設けているところにプラスして、公募によって積極的に当事者を含めて公募で募り、その結果最多5人までは、当事者等の方々が増やせるのではないかと考えています。それから運営会議の構成については、代表副代表は1人ずつ。それから総合支援協議会代表者、ここは今で言うところの代表、副代表の方が委員会議に出ていただく形になると思います。加えて計画の策定見直しのところについて、協議会からの代表者として、当事者等の枠を一つ設けて、3年に一度は少なくとも設けて参加をしていただく。ですので、事務局を除いた形で言うと、運営会議、計画検討の運営会議については、最大の年は全部で4人になる計算です。その内1人は当事者等の枠で参加をしていただくこととなります。

(高橋委員)

本会議委員は専門部会の委員としてどこかに所属するということは総合支援協議会に参加している方たちだけで専門部会委員は構成されるということなのか、それとも部会によっては、その部会で目指すところ、ゴールを目指すことにあたり普段の協議会に参加してない事業所が専門部会に入ることも想定されているのでしょうか。

(事務局：鎌田)

専門部会の委員につきましては、基本的には本会議の委員がそれぞれの部会に所属をしていただきます。そのため専門部会の委員の枠としてはかなりの割合が本会議の委員で埋まっていくことをイメージしていますが、それだけですと専門的な知識、経験を持った人が足りないということも想定できますので、例え

ば、オブザーバーの形でこういった知識、経験を持った方々を専門部会に招いて、ご意見をいただくことは考えております。

(島村委員)

質問ではなく修正ですが、役割についての1と4のスライドの中の藤沢市福祉団体連絡会の名称で「障がい」が抜けております。藤沢市障がい福祉団体連絡会が正式な名称なので、修正をお願いしたいと思います。

(種田委員)

このあり方が来年度から行われることによって、協議会と計画検討委員会がさらに連携していけるようになるとういなど願っております。

3 協議事項

(1) 中間見直し重点推進項目について

(高山代表)

それでは協議事項に移ってまいりたいと思います。協議事項の一つ目は中間見直し重点推進項目についてということですので、事務局から説明お願いいたします。

(事務局：鎌田)

資料3についてご説明いたします。

こちらの資料は前回の委員会においてお示ししたものでありますが、委員の方々からいただいたご意見及び事務局で加筆した部分がございますので、改めてお伝えいたします。

まず、資料3の構成について、基本目標1のページを使い、改めてお伝えいたします。

左側上段にあります「現行プランの進捗評価」を行うとともに、左側中段の「聞き取り調査・アンケート調査からの課題整理」及び左側下段の「国の方向性」に基づき、右側上段の「中間見直しに向けた方向性」を事務局において作成いたしました。

「中間見直しに向けた方向性」につきましては、第1回の計画検討委員会において、委員の方々からご意見をいただき、いただいたご意見をこの検討シートに反映させ、赤字でお示ししております。

右側中段以降にございます「中間見直しにおける重点推進項目」につきましては、左側の「進捗評価」「課題整理」「国の方向性」を根拠として、事務局で作成したものを、第2回の計画検討委員会においてお示しし、委員の方々からご意見をいただきました。

前回会議でいただいた、ご意見の部分につきましては、赤字で下線をつけ、お示ししております。

また、赤字・下線部分につきましては、委員の方々からいただいたご意見のみでなく、事務局において「課題整理」及び「国の方向性」を再確認し、必要となる項目をつけ足りております。

その部分につきましても赤字・下線としてお示ししております。

つきましては、本日は、資料3の左右を比較した中で、「中間見直しにおける重点推進項目」について、加筆・削除・表現の修正など必要と考えることにつきまして、再度ご意見をくださいますよう、お願いいたします。

また、参考資料2として、「地域福祉計画2026の今後の方向性について」をお送りしております。お時間のある時にご確認ください。

事務局会からは、以上です。

(西村委員)

まず3ページの重点推進項目3-1右下の文、中間見直しにおける重点推進項目3の1の(2)の中に文言として強度行動障がいという文言が追加されたことは、日常生活の支援で需要が高まっている中、意義は大きいと思われました。それと1ページの1-1、中間見直しにおける重点推進項目A4の右下の方で、1の1の(2)合理的配慮の提供の推進というところの情報保証に係る支援ということの保証というのが、私自身がピンと来なかったので情報保証に係る支援というよりは情報提供のみでいいかと思いました。あとプッシュ型の情報発信を推進と書かれている中で、具体的にプッシュ型のカテゴリーというのは何かイメージされているのか。例えば、療育手帳を持っている方に向けてのプッシュ型をイメージされているのか等具体的なものを行政側としてお持ちだったら教えていただきたいということ。それと中間見直しに向けた方向性の右上のところ、医師会や歯科医師会等の関連機関と連携しという文言がありますが、この部分に関しては行政主導で是非健康診断等の受けにくい障が

い者の機会を与える方向で向かってほしいと思いました。同じ状況でその右上の障がい歯科の体制の充実が必要と書いてありましたが、削除する必要まではないかもしれませんが藤沢市の障がい歯科体制って非常に充実しているので、ここはどうなのかなと思いました。

(事務局：白井)

順番にご回答します。基本目標1の情報保証に関する表現についてですが、特に視覚聴覚の障がいのある方に対して通常の方法だと情報が届かないので、それを確実にお届けするという意味合いで情報保障という言い方をしています。プッシュ型の情報発信の部分については、一つはマイナンバーの動向によってはマイナポータル等の活用の検討が国の方で動いてくれば、それに対応し展開ができるのではないかとということが一つと、ただ今Webアプリの検討をしております、会員登録をしていただければいろいろ情報が出せる反面、この会員登録が面倒くさいという方もいらっしゃるので、使い方や作り込みの方法を試案しているという内容です。歯科診療については、要望ベースでの課題点は麻酔にこういった形で対応して、要はその診療を受けられる障がい者の方にストレス無く対応ができるかが課題になっておりました、この部分を捉えて充実の必要性もありますし、麻酔医の配置や運休時の対応という課題も認識を持っていますというところで期待をしております。

(斎藤委員)

白井参事からもうご説明がありましたが、情報保証という言葉は聴覚障がい、視覚障がいの方々については、手話や要約筆記、視覚の方はIT関係も含めて特別な手段が必要という意味でその方法も保証するという意味で、情報保証という言い方をしています。広く捉えれば情報提供でもいいですが、提供の際に情報保障と言われる手段が特別に必要なという環境を表すために情報保障という言葉を使っておりますので、そういうご理解でいただければと思いました。

(種田委員)

基本目標1の重点推進項目の中の1-1の(1)にある文言ですが、障がいの有無では、障がいの計画の中で、障がいの有無に関わらずという文言は必要無いのではないかと思います。そして、基本目標5の重点推進項目の5の2の(1)文化スポーツ活動の充実の中に、障がい者や障がい児がスポーツを楽しめる場の確保という文言がありますが、ここに加えて環境整備という文言を入れていただきたいと思います。ただ今本当に猛暑が続いております。障がい者がスポーツできる藤沢市のスポーツ施設、太陽の家体育館はエアコンがありません。とても暑いです。特に卓球やバドミントンなどは風があるとプレイができない可能性があるのも、ある程度しめよせてプレイしておりますが、本当に猛暑で、調子が悪いから早く帰るっていう人がここ何人か出ております。太陽の家は再整備が何年か後に迫っておりますが、具合の悪い、悪くなる熱中症の人が増えると怖いなど思っております。ここは場の確保にプラスしてそのような環境整備という言葉を入れていただけたらと思います。最後に基本目標6の6-2重点推進項目の中の災害対策、感染症対策の強化の中で、町内会、自治会や自主防災組織との連携ということがあります。この連携はとても難しいので、この連携という言葉だけの表現が適切かと疑問に思っております。以上です。

(事務局：白井)

基本目標1の障がいの有無に関わらず、という部分は確かに障がい者のための計画だということをご指摘の通りだと思いますが、一方で概要版も含めて支援する側の人間や市民一般に障がいを理解していただくという部分では目を通していただきたいものではあるので、できればこのまま、要は障がいのあるなしに関わらずということ意識していただきたいというねらいがございますので、このまま進めさせていただければと思っております。環境整備の文言については追加をしたいと思っております。それと災害については難しいところで、それこそ障がいのあるなしに関わらず、地域のコミュニティは希薄化をしていて発災時に支え合うということが難しい状況にあるという認識はありますので、そういう意味では本来であれば具体的な取り組みとか、推進項目の下に付いて

くる事業の中で連携を位置づけられるような事業がきっちり入ってくればよいですが、現状想定できている部分でいうと、まず安全安心プランを作って、それを共有することで繋がりをまずもっていこうという想定をして今書いていたところなので連携という言葉しか入っていないという状況ではありますが、逆に委員の皆さんでこんな言い方があるのではないかとか、付け足せる取り組みとしてこんなものがある、相応しい表現があるというご意見がもしあれば、ご指摘、ご意見をいただければと思っております。

(種田委員)

基本目標6について、聞き取り調査アンケートからも出ていますが、避難行動要支援者名簿の作成運用は自治会町内会の主導であって、これは障がい者支援課が主に扱う事業ではないと思いますが、私ども藤沢市障がい福祉団体連絡会としても、この避難行動要支援者名簿を全ての要支援者の分を作ってほしいと先ず思っております。現在は自治会町内会が要支援者のことを教えてくださいと手を挙げた所を対象とする手挙げ方式で要支援者の調査をしていますが、そうではなくて藤沢市内全ての要支援者に、お手紙を出して、その名簿を作成して、それで市のある程度状況情報がわかれば、どう進めていけばいいのかがもっと出てくると思います。今は自治会町内会主導なので、名簿を受け取っても運用してない町内会もありますし運用しているところもありますし様々です。これは災害の担当課になると思いますが、市で主導して、全ての要支援者の名簿をまずは作成していただきたいと思っております。

(事務局：白井)

危機管理課の方にはいただいているご意見の申し入れはしておりますが、避難行動要支援者ではない個別避難計画の作成の期限というものが定められていて、元々その対象がある程度限られているという状況がありまして、要は、一つはそういう役所都合の部分と、またそもそもこれは支援する側の視点から作成しているものなので、例えば当事者の皆さんの家庭環境で、ここのご家族の支援が必要か要らないかというような個々に捉えての作成をしていないというところで、現状でもギャップがあると思っているところです。また、これは地

域での支え合い、つまりは共助をベースにしている名簿なので、やはり無理ですとか自治会によっては個人情報の観点から聞き取れないケースも出てきているのが実情ではあります。そのため先ほど申し上げた安全安心プランをできるだけ多くの当事者の方、ご家族に作成をいただいて、逆に支援が必要な皆さんの方からの発信で、プランを作っていくって、地域の方を巻き込んでいただけるような取り組みというのは障がい者支援課として、今後も考えていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

(山田委員)

基本目標4の4、右側の重点推進項目4の3の(1)成長に応じた発達支援の充実という項目についてですが、児童発達支援センターの機能を強化し障がいや発達の心配のある子どもたちの成長に応じた支援が円滑に行われるよう、その後保護者は保育園、幼稚園、学校等と連携し切れ目ない支援を実施していきますという項目の、保育園、幼稚園、学校等のところに対しての意見です。発達の支援というところでは、学校教育機関を主なところとして並べていただいているのだとは思いますが、それ以外にもやはり行政機関や医療機関との連携も必要ですので、その辺はおそらく「等」に含まれるのかとは思いますが、そういった要素が見える形の表記でもいいのではないのかと思いました。

(事務局：安田)

ご指摘の文言については検討していきたいと思えます。

(船山委員)

2点ございます。5-1就労等への参加活躍支援の推進という項目についてですが、就職する障がいのある人の種別としては精神障がいや発達障がい、難病の方たちの就職者数が増えておりまして、それに伴ってやはり医療機関と連携して働くことを支えることが必要になってきております。就労は様々な分野にわたりいろんな人たちが、1人の障がいのある人を支えて、働くことを考えていかなければいけないと思えますので、医療と労働行政と福祉行政というところで、みんなで支えていくことをめざすといった旨の表現が具体的に記載されるとよいかと思うことが一点目です。もう一点が、緊急事態、災害対策の強

化に関する6-2の項目ですが、私自身が今グループホームで勤務しております、地域の防災訓練に利用者を連れて行かせてもらった時の話ですが、私の事業所では夜8時以降の夜間支援体制がありませんので、例えば夜8時から朝までの間に発災する可能性もありますので、もしそうなった場合、利用者はここに避難してくださいという話を以前の防災訓練の場でしましたが、そういった関係の行政の方や地域の防災関係の方は、私達の事業所の利用者の情報は特に持っていないかと思います。それに関して普段から日常的なやり取りもないため、この環境整備が必要かと思います。要支援者名簿の整備もここに入ってくる話だと思います。また、事業所は今年度からBCPという業務継続化計画の計画が義務化されていますので、例えば発災時にはBCPを地域の方と共有することもサービス事業所が行っていくというような記載があるとよいかと思います。

(事務局：鎌田)

まず、就労支援環境の充実のところ、病気も含めて医療との関わりは大事になってくるところではあるかと思いますが、それをふまえた今回の計画の中での医療との関わり部分は、実は基本目標3のところは重度と書かせていただいた部分もあるので、例えば医療的ケアを対象としたものとしてしか入ってはいないかと思いますが、計画全体として足し算として勉強していくところ、計画の中で全体的には訴えられている部分かと思っております、就労支援と医療の関わりを計画に加えていくことを考えたときに、計画の中の事業との関連を考えると、全体として、医療との関わりは当然大事だということを他の基本目標の枠の中で読み取っていただくということではいかがでしょうか。続いて2つ目の防災についてですが、こちらも大事なご意見だと思っております、ここについては検討させていただいて、次回そのご意見を反映できるかどうかというご相談はまた別途させていただければと思います。

(船山委員)

補足意見ですが、最近医療現場の方たちとお話をすると、病院に先生方の中には全然福祉サービスがわからないとか、その人が働くイメージがつかないと

いうことをおっしゃる先生もいらっしゃいます。その体験も共有させていただきます。

(事務局：鎌田)

おっしゃる通り、日常の相談の部分において、計画相談や委託相談という話ではなくて、日常の利用者とのやり取りの部分や、今例にも挙げられたお医者様とのやり取りの部分を含めた支援チームを考えていく必要があると思っております。そのため今のご指摘は計画を作っていく上でとても大事な部分であって、また就労のみ切り取っていくと難しくなっていくような状況もございますので、支援チームを作っていく部分は既にありますので、逆にそちらの方の構成を少し考え直す必要があるかなと今ご意見いただいて考えておりますので、そちらもこの後検討したいと思っております。

(事務局：臼井)

昨日、湘南東部圏域の自立支援協議会があつてその中でも精神科、保健所の方から先ほどの船山委員と同様の、医師の方から障がいに関するサービスとか、どこに繋いだらいいかわからないというご意見が出ていましたので、計画に乗せるか、どこまで書けるかというところは、先ほど事務局で申し上げた通りですが、具体的な取り組みとしては医師会を通じて、こんなサービスや総合相談があるということを情報提供しておりますが、継続的に今年度も取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(小野田委員)

基本目標2の支援体制の強化の部分の中で安全安心プランの話が出てきますが、なかなか安全安心プランが進んでいかないことがあり、私も計画相談を担当している中でそれは実感しているところですが、この2-2の(1)の部分で、安全安心プランの取り組みを推進しますという文言だけでは足りない印象を受けていて、どこかで検討するなどもう少し突っ込んだ内容を書かないと、このままなあなあになってしまう気がしています。先ほど種田委員からも災害時の話が出ていて、安全安心プランで対応という回答がある中だとやはり肝なのかなと思っておりますが、このままでは動きがないかと思われましたので、加えてい

ただきたいと思います。2点目が、各種文言の中で、例えば相談支援体制の2、重点推進項目2の1の(1)のところとかに運営していきますとか、何々していきますといった文言が4ヶ所ほどありますが、他が全部実施しますとか、取り組みますと言い切っているので、「実施していきます」のようなまるでやらないような言葉はやめた方がいいかと思いましたがあわせて修正していただければと思います。

(事務局：鎌田)

安全安心プランにつきましては、現行計画でいうところの各事業の手前の部分の大枠の部分の作文にあたる場所です。詳細に安全安心プランについて何をどのようにしていくかは、そこからぶら下がってくる主な事業がありまして、そちらの方では書いていけると思っています。また、市としても今何もしないという形にはしたくはないので、このままだと大きく変わっていかないというご指摘はおっしゃるとおりですので、そこに何か仕掛け、方法としてはお金になるのかその他になるのかここで断定的なことはまだ言えないところではありますが、いずれかの仕掛けを含めて事業展開をしていきたい。いろいろな意味での支援チームにとって安全安心プランは元になるものだと認識をしています。そういったものを作り上げると中身の濃いものになっていきますのなので、是非、これは本当に広めていきたいと思っております。また、安全安心プランを進めていく上で、今年度であればその相談の部分とそれにあった場と情報共有しながら進めていきたいと思っております。加えて、表現についてはもう一度読み直しをして、小野田委員のご意見のように変えていくかそのまま残していくか、もう一度整理をさせていただければと思いますのでよろしく願いいたします。

(富澤委員)

3点ほど確認です。基本目標2の部分で、まず国の方向性として四角いマークの二つ目です。共同生活援助グループホームの支援内容として一人暮らし等を希望する者に対する支援や、退去後の相談等が含まれることを法律上に明確化するという方向性が示されていて、その後の中間見直しの方向性や重点推進

項目等を読み込む中で、国の方向性に対する回答がありますがあくまでもまだ国の方向性なので、重点項目としてはっきりしていないということがあります。これは上がっていないという状況なのか、あるいは重点推進項目の中の例えば分野横断的な協議体制の確保等の枠の中にこの辺の協議等も含まれているということなのか、ここを一点確認させていただきたいと思います。それから二つ目、同じく基本目標2の3の(2)支援人材の育成確保の二つ目の部分で、周辺の専門学校生徒へのとなっていますが、ここが高校生や大学生等を含む感じではなく、あえて専門学校生徒という表現になっていることにはなんらかの意図があるのか、確認をお願いできればと思います。それから基本目標3の重点項目ですね。3の3の(1)住まいの確保支援の一つ目のところの日中サービス支援型共同生活援助の支援内容の部分で、支援内容を充実させるとともに入居費用を支援しますとなっていますが、ここが現状のグループホームの入居者に関する家賃助成のことなのか、それともそれとは別枠の入居費用の支援ということが検討されているものなのか確認をお願いしたいと思います。

(事務局：鎌田)

まず1点目の国の方向性に関連付けたところ、確かに富澤委員のおっしゃるようになっていますという確かなものがわかりにくい状況がございまして、ここは右側の重点推進項目のところに加筆修正していくことも考えていかなければいけないかと思っていて、全体としてはいろいろな方々がいらっしゃいますので、いろいろな形で対応していきましょうっていうことはざっくり右側には書かれています。ただ、確かにここは明確ではないので、そこは少し関連付けられやすいように表現の工夫が必要かなと思っております。それから同じページの中の右下の2の3の(2)のところ、ここはご指摘のとおり、こちらの確認が甘かったところで専門学校に限定する必要はなかったもので、表現を改めて考えていきたいと思います。それから3ページ目の入居サービス支援型の後段の部分ですが、ここは基本的には現状のものを想定しております。もし、その現状のものであえて書くことでそれがわかりにくいということであれば、削除す

る等考えていきたいと思えます。では、その方向でも考えていきたいと思えますのでよろしくお願ひいたします。

(林委員)

質問ですが、3ページの基本目標3の左側の国の方向性の中で、発達障がい等の中の最初の点ですが、発達障がい者地域支援マネージャーという言葉がありますが、これは特別な何らかの資格を持った人なのか、それで藤沢市でも今現在こういう方たちが活躍されているのかをお聞きしたいと思えます。また、これはまだ右下には上がってきていませんが、それは上げるほどのことでもないのか何か理由があるのかということも併せて確認したいと思えます。それと同じく、3ページの間見直しに向けた方向性のところで、よく使われている言葉ですが、親亡き後のという文言があると親が亡くなった後、障がいのある人が自立した地域生活に移行することだと読み取れてしまいますけれども、決してそうではないかと思っております、親の生存に関係なく、本人の希望があれば自立した地域生活に移行する支援していくということによろしいか、確認です。それと、4ページ。重点推進項目の4の3の(3)子育ての支援の最初の点のところですが、家族の養育や自らの就業継続が可能になるように支援しますと書いてあります。前回紹介いただいた、透明人間という写真展見に行きまして、まさにそのお母様のような立場の方をなくしていこうという方向性ということによろしいか確認です。また最後の、先ほどから話題になっている6ページの防災に関してなんです、左ページの聞き取りアンケート調査のところで、火事や災害時に助けてくれる近所の人がないという人は41.3%ということ恐ろしい結果だと思えました。国の方向性を見ると、地域に開かれた施設等で共生社会の考えに基づいて対応していけばという理想的なことが書いてあります。何か最終的にはこういうことかできればいいなと少し考えました。個別避難計画も遅れているということですが、10年ほど前自治会の役員やっていたときもこの辺が問題として挙げられていて、やはり個人情報にネックになっていて、ほんの一部の人、例えば自治会長や民生児童委員の人たちだけが情報を持っていらして、他に情報を共有しない状況では、例え

ば今何かあったときお隣の方が障がいを持っていらして、ではどうすればいいのかということが近所の人にはわからないと思います。この問題は何とか解決の道はないのかと思いました。

(事務局：鎌田)

まず発達障がい者地域支援マネージャーのところについては、藤沢というよりは湘南東部圏域というところで藤沢市と茅ヶ崎市と寒川町で行っているものですが、そこに配置をされている方がいらっしゃいます。この東部圏域の担当としては、この藤沢相談支援ネットワークが県から委託を受けて活動をしているという状況で、発達障がいに関する個別の相談や事業所の方々が何をどのように対応していったらよいか迷ったときに、相談を持ちかけるような場所としても存在しているところです。ですので、やはり今は発達障がいについて国も含めて非常に重要視されているところがありますので、県もそこは圏域毎にマネージャーをおいて、地域の困りごとに対応できるように、またどういうシステムができるとよりうまく課題が解決できるのかを考えていた形で一つ一つ取り組むものになります。これが一点目です。続いて親亡き後という文言について、ここは親亡き後というだけではなくてご本人が自立した生活を送るということを考えると、場面としてご家族が亡くなってしまうようなとき、それから何かの都合で今まで支援していただいた人が支援できなくなる。これらは当然考えるケースですのでこれも含めて、自ら生活をしていくことを踏み出せるというところに主眼を置いて、そういったことで、ここは表現として親亡き後とか、支援者無き後についてということ考えています。そして、三つ目が、基本目標4の4の3の(3)の一つ目の点ですが、全体的にその障がい種別、肢体不自由の方々、重度の方々も含めて、この間の透明人間のところかと思いますが、今のところは障がい種別にこだわったような考え方でここは書いてはおりません。障がいのあるお子様を育てているという立場について広く表現しています。

(林委員)

透明人間の写真展を見せていただいて、その上で書類を見るともう目標が何%達成ということが書かれていて、良い方向にいつているのだなと感じますが、現実には透明人間の親御さんのような方がいらっしゃるということで、ではその問題点を解決するためには、重点推進項目のどこかにあるのかなと思ったところ、この3番の一つ目の点がそれにあたるのだろうかと感じました。

(事務局：鎌田)

林委員がおっしゃるように、該当する部分としてはこちらが一番相応しい思っております。

(事務局：臼井)

続けて事務局からですが、透明人間の土曜日のトークイベントも見逃し配信をY o u T u b eにアップしているのでご覧いただければと思いますけれども、親御さんが仕事に行けない課題や医療的ケア児のところで捉えると、学校に帰るのに看護さんがついてないので、保護者の方が送らなきゃいけないという部分の課題点は先ほどのご指摘のところに含まれていくのかと思いますが、一方で医療的ケアの質の問題もあって、受け入れができるとか、トークイベントの山本さんの話で言うと、人工呼吸の関係があると学校で受け入れができないことが課題になっていたと思いますが、そういった部分は基本目標2の、要はサービスの質を変えていくというところに繋がっていくと思いますので、ここだけでというよりは、いろんな場面で当事者の方と家族の方が仕事もできて生活もしやすいようにというところは、織り込んでいきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

(奥田委員)

先ほどからある安全安心プランを改めて相談員一同、頑張っていかなければいけないという気持ちで皆様のご意見聞かせていただきました。私からは中間見直しで基本目標2の評価見直しにおける重点推進項目の2の1の(2)の二つ目の、多様化している障がい特性や生活課題に対して、というところですが、障がい特性がそもそも多様化しているのかというところで、様々な障がいの方がいらっしゃって、それも多様化しているから課題が起きているのかなと

いうところは、自分としては違和感をもっています。環境要因など様々あり、障がい特性がより現実になっていることとかそれを気にせず安心して暮らしている方もおられると思いますのでこの文言ではない方がよいかという意見が一点目で、6ページ目の6-2の緊急時対応、災害対策等の強化のところ、障がいがある人や支援者の防災意識の向上を促進するというところがありますが、なかなか近所の方が助けてもらえると思っている方たちがこのパーセンテージの中で、障がいのある人たちの防災意識が向上していないから防災訓練に参加できてないとかいうことだけではないのかと思うと、何かこちらの文言を前半に持ってきてしまうと、とても誤解を生んでしまう部分があるかと思いました。

(事務局：鎌田)

まず一点目の特性そのものを多様化と表現してしまうと、確かにわかりづらい部分が出てきてしまうので、ここは修正していきたいと思っています。それから6の方の表現も今ご指摘があったところで、再検討します。

(島村委員)

事務局へ質問ですが、先ほど林委員がおっしゃっていた親亡き後を見据えての対策、それから障がい者たちの自立を目的とする支援というところで、特に重度の障がいの人たちの自立についてはどういったことを捉え、どういったものが自立であると捉えているのか確認したいと思います。

(事務局：鎌田)

自立についてまず考えていきたいことは、ご自分で支援を活用しながら、生活を送っていけるようにすることが根底にあると思います。支援が必要な場合にはこの支援を有効に使って地域での生活が送れるようになることが理想だと思っていますので、その意味では経済的なことや介助、また社会参加について本人の意思決定をどこまで、どのようにお手伝いしていくのかにも関わるものですが、これらを基本としてご本人に必要なものを揃えた環境下で日常生活を送っていただくことが、まずは自立した生活の根本にはなるのではないかと思います。

(島村委員)

重度の障がい者の方たちがそういった周囲の支援を受けながら生活をしていけるためにはやはり経験の積み重ねが大事だと思いますので、そういった機会を作っていただけないとなかなか難しい。またこれも親亡き後に繋がっていくものだと思っておりますので、その辺をよろしくお願ひしたいと思ひました。

(高山代表)

それではここで一旦休憩に入ります。

(休憩)

(2) 素案について

(高山代表)

それでは再開します。協議事項の二つ目、ふじさわ障がい者プランの中間見直しの計画素案について、ご説明をお願いいたします。

(事務局：鎌田)

資料4について、ご説明いたします。

前回の委員会において、骨子(案)をお示しし、現行計画書との構成上の違いにつきましてお伝えしました。

構成上の違いを改めてお伝えしますと、

まず、現行計画では、「藤沢市の障がい者の現状と今後の動向」や「課題の整理」を「第2章の障がい者計画」に入れておりましたが、計画策定の前提となる部分であることから、第1章に移動させました。

次に、第2章につきましては、「前提となるもの」や「根拠となるもの」を他の章に移動させることにより、シンプルに伝えるべきものを伝えるスタイルとしたいと考えております。

次に、第1章に移動させた「藤沢市の障がい者の現状と今後の動向」や「課題の整理」につきましては、現行計画では、詳細な情報や調査結果等を記載しておりますが、前提の部分が長く、計画書としてお伝えしたい部分までかなりのページ数を要していることから、必要最小限の情報のみとしています。

詳細な「障がい者状況」、「聞き取り調査及びアンケート調査結果」及び「SDGsの視点を踏まえた基本目標」につきましては、資料編に入れていく予定です。

今回、資料4につきましては、第1章を中心に事務局案を作成しております。

先ほどお伝えした現行計画との構成上の差異、記載文章量及び内容につきまして、ご意見をいただきたいと考えております。

また、資料3の内容を17ページ以降に記載しましたので、「検討シートの内容が、中間見直しにどのように反映されるのか」につきましてもご確認ください。

事務局からは以上です。

(島村委員)

27ページのアンケートヒアリング結果による課題整理の医療のところ、二つ目の医療的ケアが必要な人が受診時に困っていることというところについて書いてありますが、これは本当に医療的ケアが必要な方のみのもものと捉えてよいのでしょうか。医療的ケアとは、痰の吸引や経管栄養をさして医療的ケアと呼んでいるような気がしますが、医療が必要な人ではなく医療的ケアが必要な人ということでしょうか。

(事務局：鎌田)

こちらはアンケートからの回答をまとめているものですが、医療的ケアの考え方については一応アンケート上で説明を入れてはいるものの、回答者の解釈によってどこまでを医療的ケアと考えるかの範囲が多少違ってきてしまうことによって、ずれている可能性は否定できませんが、アンケート上ではこの文書の通りにはなっているので、この回答者がどのように考えているのかによって、少し印象が違って見えてくるというのは、可能性はあるかなと思います。

(島村委員)

前回のアンケートも元々の計画を立てるときからここは誤解が生じやすいということをお伝えしてきたと思いますが、医療的ケアをよく知っている人たちは医療的ケアをそのように捉えますし、逆に知らない方たちは一般的な

普通の診療を想像して、自身が該当すると思うかもしれませんが。そのため調査によって何を捉えたいかによって言葉をきちんと選んだ方が良かったと以前もお伝えしたと思いますけれども、これを見たときに、誤解が生じやすいのかなと思いました。

(事務局：鎌田)

アンケートを作る段階でも医療的ケアを記載はしたものの、今のご心配は島村委員からもいただいていたところではあったと思います。あくまでもそういった尺度で作っているものなので今後検討をもう一度していかなければいけないところではございますが、最終的に出来上がりというふうなところでは、今回この調査においても、この医療的なケアの範囲がこういうものかという文言は別途載せていく必要があるかなと思います。

(島村委員)

対応させていただければと思いますのでよろしく願いいたします。

(高山代表)

ありがとうございました。その他、次回までの間にいつまででしたら後から気づいたことのご意見があれば事務局にお伝えが可能な時期はありますか。

(事務局：鎌田)

次回の会議は9月12日ですので、ここに向けてのことを考えますと、14日までにはいただければと思います。

3 その他

(1) 情報提供

(高山委員)

ありがとうございました。それでは、また今後の予定の確認ということで宜しいでしょうか。

(事務局：鎌田)

その他の情報提供になりますが、参考資料3が協議会の年間スケジュールを各専門部会の日程を入れたものも含めて出来上がったものがありますのでご確

認いただければと思います。また、次回の会場につきましては、以前に5-1、5-2会議室とお伝えしていたかと思いますが、今資料でお示ししている通り6-1会議室に改め開催していきますので、来場される方がいらっしゃいましたら前回までの会場と異なりますのでお知らせはしていきますが、ご確認いただきたいと思います。

4 閉会

(高山代表)

その他委員の皆さんから情報提供はございますか。はい、ありがとうございます。それでは議事は以上ですので、事務局にお戻いたします。

(事務局：白井)

今回も活発なご議論をいただきましてありがとうございます。ご意見いただいたところは、是非修正等、行ってまいりたいと思います。次回開催日は9月12日火曜日になりますのでよろしくお願いします。おそらく資料のボリュームがかなりのものになると思いますので、できるだけ早くお送りをしていきたいと思いますので、重ねてお願いを申し上げます。それでは本日、第3回の会議を終了といたします。

(閉会)